

児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者の リアクション等に関する調査研究

サイムラ ジュン
才村 純*

目的 虐待の対応では、立入検査や職権による一時保護など、児童の安全確保と福祉を最優先した毅然たる措置が児童相談所に求められることから、時には保護者との間で熾烈な対立関係が生じることも珍しくない。本研究では、保護者による児童相談所への加害・妨害事件等の実態を把握することにより、児童相談所の円滑な業務運営および職員の被害防止を図るための提言を行うこととした。

方法 児童相談所を設置・運営するすべての都道府県・指定都市を対象に、保護者による児童相談所職員への加害・妨害事件等の実態に関する質問紙調査を実施した（調査対象年度は平成10年度～13年度上半期）。

結果 調査の結果、①加害妨害事件は3年半で352件発生しており、年々急増していること、②加害・妨害の対象は児童福祉司が9割を占めていること、③加害・妨害事件の過半数が一時保護に絡むものであること、④加害・妨害の内容は、暴言、脅迫、暴行などが多いこと、⑤被害の内容としては精神的なものが大半であるが、公務災害手続きがとられたのはごく一部であることなどの実態が明らかになった。

なお、保護者からの行政不服申立て、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報開示請求の状況についても調査を行ったが、これらのうち、行政不服申立て、自己情報開示請求は事案が急増していることが明らかになった。

結論 加害・妨害事件を防止する方策として、①組織的対応の徹底、②警察との連携の一層の強化、③保安体制・危機管理体制の確保、④強権的介入における新たな援助技術の確立と職員への技術的支援体制の強化、⑤保護者の立場を代弁し、保護者に代わって児童相談所と調整を行う代理人制度の導入、⑥被害職員等に対する精神的ケアのあり方に向けた検討の必要性などについて提言を行った。

キーワード 児童虐待、児童相談所、児童福祉司、加害・妨害事件、行政不服申立て、自己情報開示請求

I 緒 言

児童虐待問題が深刻化する中、平成12年には児童虐待の防止等に関する法律が施行されるなど、その対応策が重要な課題となっている。とりわけ、虐待への対応において中核的な役割を担っている児童相談所の積極的な取り組みが求

められているが、児童の安全確保と福祉の最優先を使命とする児童相談所は、時に親との熾烈な対立関係に巻き込まれることになる。本研究では、全国の児童相談所を対象に、虐待対応に伴う保護者からのリアクション（加害・妨害事件や行政不服申立事案等）に関する実態調査を行ったが、その結果、これらの事件・事案が急

*日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長

表1 加害・妨害事件数の推移

	件数	割合(%)
総数	352	100
平成10年度	25	7
11	80	23
12	111	31
13年度上半期	136	39

表2 加害・妨害者と加害・妨害の内容のクロス表 (MA)

(単位 件, ()内%)

	総数	暴行を受けた	脅迫を受けた	暴言を吐かれた	建物等の破壊	自殺・自傷のほめかし	その他
実 父	160	22(14)	41(26)	107(67)	8(5)	11(7)	22(14)
実 母	155	18(12)	25(16)	93(60)	7(5)	32(20)	32(21)
養父・継父	40	6(15)	13(33)	26(65)	6(15)	8(20)	4(10)
養母・継母	4	-(-)	1(25)	2(50)	-(-)	-(-)	2(50)
そ の 他	48	2(4)	19(40)	35(73)	2(4)	6(13)	9(19)

表3 「暴行」の内容

記述内容	件数
腕/肩等を叩かれた	10
物を投げられた	8
顔面殴打	7
胸元をつかまれた	6
蹴られた	4
凶器で殴られた	4
ネクタイを引っ張られた	4
顔につばを吐かれた	3
襟元をつかまれた	3
首をしめられた	3
つばを吐かれた	3
体当たりを受けた	2
その他	9

表4 「脅迫」の内容

記述内容	件数
「お前の家族がどうなっても知らないぞ」	9
「殺してやる」	8
凶器をちらつかせる	6
電話による脅迫	5
殴る真似をされた	4
「突然襲うかもしれないぞ」「夜道に気をつけろ」	4
「お前を巻き添えにして死ぬ」	3
「子どもを返さないと訴えるぞ」「人さらい」	3
裁判所に訴える	3
「自分にはすごい知り合い(ヤクザ等)がいる」	3
「対応した職員を辞めさせろ」	2
「マスコミに訴えるぞ」	2
「ただですまねえぞ」「覚えておけ」	2
「仕事ができないようにしてやる」	2
「施設に行つて子どもが悪くなった。責任をとれ」	2
職員の名前を確認する	2
その他	6

増していることが明らかになった。以下、調査結果の概要とこれを踏まえた加害・妨害事件の防止に関する提言等についてご紹介する。

II 調査方法

児童相談所を設置・運営するすべての都道府県・指定都市(59)に対し、児童虐待の対応に伴う保護者のリアクション(保護者による加害・妨害事件、行政不服申立て事案、行政事件訴訟、民事訴訟、自己情報開示請求事案)の実態等について、郵送による質問紙調査を実施した。調査対象年度は、平成10年度～13年度上半期とした。

III 調査結果

(1) 回答数

調査の対象自治体59のうち、44の自治体から有効回答を得た(有効回答率は75%)。なお、回答のあった自治体が所管する児童相談所は計128か所であり、児童相談所全体の73.1%に当たる。

(2) 保護者からの加害・妨害の状況

1) 事件数の推移

平成10年度～13年度上半期までの3年半における加害・妨害事件数は計352件である。年々急増しており、平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回っている(表1)。

2) 加害・妨害の場所

児童相談所内が242件(69%)、次いで児童の家庭50件(14%)、一時保護所15件(4%)などとなっている。

3) 加害・妨害者(複数回答)

実父160件(45%)、実母155件(44%)、養父・継父40件(11%)、養母・継母4件(1%)の順となっており、男性による加害・妨害事件が多くなっている。

4) 加害・妨害の対象(複数回答)

児童福祉司が320件(91%)と圧倒的に多く、次いで心理判定員44件(13%)、児童相談所長32件(9%)、一時保護所職員19件(5%)などの順となっている。

5) 被害に遭った段階

一時保護中130件(37%)、一時保護時50件(14%)と一時保護に絡むものが過半数を占めており、次いで施設入所中64件(18%)、任意調査44件(13%)などとなっている。立入調査における被害は7件(2%)であるが、厚生労働省の福祉行政報告例によれば、たとえば平成12年度における立入調査件数は105件であり、同年度における相談処理件数の0.6%に過ぎない。したがって、残りを任意調査とすれば、立入調査時における加害・妨害事件が発生する確率は任意調

査に比べ約3倍高いと言える。

6) 加害・妨害の内容

暴言が最も多く223件(63%)であり、次いで脅迫78件(22%)、暴行45件(13%)、自殺・自傷のほのめかし45件(13%)、建物等の破壊19件(5%)などの順になっている。その他の加害・妨害57件(16%)のうちでは「嫌がらせ電話」が最も多くなっている。加害・妨害者と加害・妨害の内容とのクロス集計では、いずれの加害・妨害者も暴言が最も多い。暴言以外の内容では、実父は脅迫、暴行、実母は、自殺・自傷のほのめかし、脅迫、養父・継父は脅迫、自殺・自傷のほのめかしが多くなっている(表2)。

各加害・妨害について、その具体的内容を表3～7に示す。

7) 加害・妨害の原因(自由記述)

加害・妨害の原因を自由記述で求めたところ、

表5 「暴言」の内容

記述内容	件数
「殺すぞ」	12
威圧的に怒鳴る	10
「ふざけるな」	9
嫌がらせの電話	9
「子どもを返せ」	9
「バカヤロー」「アホ」「ボケ」	8
「施設に行っても子どもが悪くなった。責任をとれ」	5
「殴られたいのか/殺されたいのか」	5
「仕事をできなくしてやる」	5
「子どもを殺す」	5
「(家族/子どもに)会わせろ」	4
「ただではすまないぞ」	4
「燃やしてやる」	4
「上の人間を出せ」	4
「訴えてやる」	4
「税金使って何やってる」	4
その他	23

表6 「建物等の破壊」の内容

記述内容	件数
机の損壊	4
家具(ロッカー、花台等)	2
テレビ	2
ガラスを割る	2
その他	9

表7 「自殺、自傷のほのめかし」の内容

記述内容	件数
「自殺する」	19
「子どもを殺す」	4
目の前で自傷行為	3
「児相職員を道連れに死ぬ」	3
子どもと一緒に死んでやる	2
「一家心中する」	2

表8 加害・妨害の原因

記述内容	件数
保護者の人格傷害の疑い	65
保護者の同意がない一時保護への不満(職権保護含む)	48
子どもの引き取り要求	46
施設入所措置への不満	30
一時保護中の子との面会を見相がとめた	21
一時保護理由への不満	21
子どもの居場所をふせていた(28条ケース含む)	16
自分が虐待をしているとは思っていない	15
家庭訪問を拒否する親を訪問した	13
自分の意向どおりにならないことへの不満	12
理由不明/突然興奮した	7
施設にいと悪いことが起こるとの思い(けが、非行等)	7
母子の居場所をふせたため	7
(公的)援助機関への不信感/反発	7
施設の処遇への不満	5
児童相談所職員の対応への不満	5
早く保護して欲しい	5
引き取りへの条件設定に逆上	5
両親不在時に子どもを保護した	4
保護者の飲酒	4
子どもの問題行動等への不満	4
その他	12

表9 被害の結果(MA)(n=352)

	件数	割合(%)
総数	371	100
被害計	236	64 (100)
負傷して入院	-	(-)
負傷して通院	4	(2)
負傷したが入・通院せず	11	(5)
精神的被害で入院	-	(-)
精神的被害で通院	5	(2)
精神的被害を受けたが入・通院せず	160	(68)
衣服や眼鏡等の損傷	10	(4)
建物設備の損傷	10	(4)
その他	36	(15)
負傷/精神的被害/物的損傷なし	135	36

「保護者の人格障害の疑い」「保護者の同意がない一時保護への不満」「子どもの引き取り要求」などが多くなっている（表8）。

8) 被害の結果（複数回答）

負傷、精神的被害、建物設備の損傷等、何らかの被害を受けたとする回答は236件（64%）である。被害の中で最も多いのは、「精神的被害を受けたが入通院せず」160件（被害を受けたとする回答全体の68%）となっている。「精神的被害

表10 事件への対応（MA）

	件数	割合(%)
総数	307	100
警察に被害届	13	4
民事仮処分命令申立て	1	0
不服申立てを促す	24	8
加害者に直接損害賠償請求	-	-
地方裁判所に損害賠償訴訟提起	-	-
何もしなかった	133	43
その他	136	44

表11 事件への対応「その他」記述内容

記述内容	件数
警察に相談	20
家庭訪問/面接等で粘り強く説得	15
所内での対応	14
上司に相談/報告	10
警察に協力要請	10
警察に通報	9
28条申立て	7
複数職員での対応	5
家庭裁判所に相談	4
警備を強化	3
ケースワーク的に対応	3
その他	36

表13 加害・妨害に備えた工夫の内容

記述内容	件数
複数対応、必ず男性職員を同席させる	77
警察との連携/協力	39
訴訟費用保険への加入	8
電話/家庭訪問時に録音装置	6
面接室にある危険物を事前に除去しておく	5
担当福祉司以外、対応しない	5
所内の警備設備の充実	5
弁護士との協力	4
粘り強く保護者の話を聞く	3
担当者以外の職員での対応する	3
毅然とした対応	3
関係機関との会議、ネットワーク	3
対応策は講じられていない	2
飲酒時は話に応じない	2
「兇相職員に対する暴行行為等の対応策」を策定、周知徹底	2
動きやすい靴/服装にする（ネクタイをしない等）	2
施設との連携強化	2
その他	4

で通院」は5件（同2%）、「負傷して通院」は4件（同2%）にとどまっている（表9）。

9) 加害・妨害事件への対応（複数回答）

「何もしなかった」が最も多く133件、次いで「警察に被害届、相談、協力要請、通報」計52件、「不服申立てを促す」24件、「家庭訪問、面接等で粘り強く説得」15件などとなっている（表10、表11）。被害の結果と被害への対応との関係では、負傷して入院したケースでは警察に被害届を出すことが多く、精神的被害で入通院しなかったケースでは行政不服申立てを促す場合が多くなっている（表12）。

10) 公務災害の認定手続きの有無

手続きをしたのは5件（1%）にとどまっており、そのうち「認定された」が3件である。

11) 加害・妨害に備えるための工夫

工夫の具体的な内容に関する自由記述では、「複数対応、必ず男性職員を同席させる」と「警察との連携・協力」が群を抜いて多くなっている（表13）。

(3) 行政不服申立ての状況

1) 不服申立て件数の推移

3年半で69件の行政不服申立て事案が認めら

表12 被害の結果と被害への対応のクロス表

	警察に被害届	民事仮処分命令	不服申立ての促し	その他
負傷して通院	3(75)	-(-)	-(-)	1(25)
負傷したが入・通院せず	-(-)	-(-)	-(-)	6(100)
精神的被害で通院	-(-)	-(-)	1(20)	4(80)
精神的被害で入・通院せず	2(1)	-(-)	15(10)	130(88)
衣服や眼鏡等の損傷	5(50)	-(-)	-(-)	5(50)
建物設備の損傷	5(42)	-(-)	1(8)	6(50)
その他	2(5)	-(-)	3(8)	32(86)
負傷/被害/損傷なし	2(2)	1(1)	7(7)	95(90)

表14 不服申立て件数の推移

	件数
総数	69
平成10年度	1
11	14
12	26
13年度上半期	28

表15 不服申立人と児童との続柄

	件数	割合(%)
総数	69	100
父親	23	33
母親	37	54
父母	6	9
祖父	1	1
伯父	1	1
養育者	1	1

表16 不服申立ての結果

	件数	割合(%)
総数	69	100
却下	29	42
棄却	12	17
処分の取り消し・変更	-	-
係属中	18	26
取り下げ	7	10
その他	2	3
無回答	1	1

表17 裁決に対する申立人の対応

	件数	割合(%)
総数	69	100
了承	18	26
再審査請求	5	7
行政事件訴訟の提起	-	-
不明	15	22
その他	7	10
無回答	24	35

表18 不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化

	件数	割合(%)
総数	69	100
関係改善	12	17
関係悪化	4	6
変化せず良好のまま	2	3
変化せず不良のまま	34	49
不明	4	6
その他	8	12
無回答	5	7

れた。平成13年度は上半期だけで前年度1年分を上回っており、年々急増している。(表14)。

2) 不服申立人と児童との関係

全員が親権者による申立てであり、申立人と児童との続柄では、母親が37件(54%)と過半数であり、次いで父親23件(33%)、父母6件(9%)などとなっている(表15)。

3) 不服申立ての対象となった行政処分

一時保護が51件(74%)と大部分を占め、次いで施設入所措置13件(19%)となっている。

4) 不服申立ての結果

却下29件(42%)、係属中18件(26%)、棄却12件(17%)、取り下げ7件(10%)となっており、審査庁による処分の取り消し事案はなく、児童相談所の行政処分がおおむね適正に行われていると言える(表16)。裁決理由を自由記述で求めたところ、却下、棄却では、処分の適法性、処分解除に伴う効力の消失を理由としたものが多く、取り下げでは児童福祉法28条の申立てを児童相談所が行ったことによるものが多い。裁決に対する申立人の対応では、了承が18件(26%)、不明15件(22%)、再審査請求5件

表19 行政事件訴訟の状況

	A事例	B事例
提起人	父(親権者)	父(親権者)
提起された行政事件訴訟	抗告訴訟(裁決の取消し)	抗告訴訟(処分の取消し)
訴訟の対象となった行政処分	施設入所措置	一時保護
訴訟の結果	棄却	係属中
判決・和解に伴う行政処分の結果	変更なし	—
処分の執行停止	なし	—
提起から裁判終結までの期間	2か月	調査時点で半年以上経過
代理人としての弁護士選任の有無	選任せず	県の顧問弁護士以外の弁護士を選任
訴訟を契機として児相と申立人との関係の変化	関係悪化	変化せず不良のまま

表20 民事訴訟の状況

	A事例	B事例	C事例
提起人	父(親権者)	実母、養父(親権者)	父(親権者)
提起された民事訴訟	慰謝料請求	(対県)国賠法に基づく賠償請求 (対職員)その他の民事訴訟	国賠法に基づく賠償請求
被告	知事	知事、兄長、担当課長	知事
訴訟の結果	係属中	すべて棄却	棄却
提起から裁判終結までの期間	調査時点で9か月以上経過	1年8か月	1年8か月
裁判費用	県が負担	訴訟費用は原告負担、弁護士報酬金は県職員の任意の互助組織のプール金から支出	訴訟費用は原告負担、証人派遣費用は県が負担

(7%)などとなっている(表17)。

5) 不服申立てを契機とした児童相談所と申立人との関係の変化

「変化せず不良のまま」が34件(49%)、関係改善12件(17%)、関係悪化4件(6%)などとなっており、関係改善が17%もあることは注目に値する(表18)。このことは、裁定結果に対する保護者の了承事例が最も多いことと併せて、

表21 自己情報の開示請求件数の推移

	件数
総数	14
平成10年度	-
11	3
12	2
13年度上半期	9

表22 請求者と児童との法的関係

	件数
総数	14
親権者	9
児童本人	1
無記入	4

表23 請求者と児童との続柄

	件数
総数	14
父親	2
母親	6
児童本人	1
祖父母	2
その他	3

対立事例において行政不服申立てを積極的に勧めることにより、保護者の意見陳述の機会を保障することの有効性を示唆している。

(4) 行政事件訴訟、民事訴訟の状況

行政事件訴訟では2自治体、民事訴訟では3自治体において、それぞれ1件ずつあった。それぞれの概要は表19、表20に掲げた。

(5) 自己情報開示請求の状況

1) 自己情報開示請求件数の推移

3年半で14件の自己情報開示請求事案があり、特に平成13年度の増加が著しい(表21)。

2) 請求者と児童との関係

児童と請求者との法的関係および続柄は、表22、表23のとおりである。

3) 請求の対象となった情報

児童に係る情報が9件、当該請求者に係る情報が4件、すべての情報が3件となっている。

4) 開示請求への自治体の対応

一部開示が10件、開示拒否が4件であり、全面開示は0件であった。開示請求された情報と対応結果との関係では、当該請求者に係る情報では4件ともすべて一部開示しており開示拒否はない。児童に係る情報では8件が一部開示、1件が開示拒否、すべての情報に関する開示請求では3件ともすべて開示を拒否している。情報開示を拒否した理由を自由記述で求めたところ、通告者を含めた第三者の権利利益の侵害、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれを理由に挙げる記述が多かった。

IV 考 察

児童の権利擁護を至上命題とする以上、保護者からのリアクションは児童相談所にとって宿命であり、これへの対応はまさに本来業務の一環として位置づけられるべきものである。特に、行政不服申立てや自己情報の開示請求は保護者に保障された権利であるから、いたずらにこれを回避する手段を追求することは妥当でないと考えられる。しかし、児童相談所職員に対する加害・妨害行為は、児童相談所の円滑かつ適切な業務遂行を妨げるものであり、職員の生命・財産等を守る観点からも、これをいかに回避するかが重要な課題となる。本研究では、このような認識のもとに、加害・妨害事件を防止するための具体的な方策について考察した。

(1) 現行制度の運用において改善、留意すべきもの

1) 組織的対応の徹底

初期介入時や加害・妨害が予想される事態では、担当者1人で対応するのではなく、組織的対応の徹底を図る必要がある。このためには、保護者との面接に先立って、不測の事態を想定したロールプレイ(役割演技による訓練)などにより、加害・妨害を回避するための方策を検討するとともに、加害・妨害が発生した場合の各職員の役割等を綿密に打ち合わせておく必要がある。

2) 警察との連携の一層の強化

調査や一時保護等に際し、加害・妨害が予想される事案については、警察との事前協議とこれに基づく連携を一層強化し、事件の未然防止

を図るとともに、万一事件が発生した場合に迅速な援助が得られるよう、日ごろから十分な意思疎通を図る必要がある。

3) 保護者に対する申立て機会の保障

児童相談所と保護者が対立関係に陥った場合、双方の冷静な話し合いが困難となる。このため、28条中立制度の積極的利用や行政不服申立制度の保護者への教示など、保護者の陳述の機会を保証し、中立的立場から裁定を下す制度の積極活用を考慮すべきである。

4) 児童相談所における保安体制・危機管理体制の確保

一時保護に伴う加害・妨害事案が半数以上を占めることから、児童相談所および一時保護所における保安体制をソフト・ハード両面から強化する必要がある。児童相談所の中には、ガードマンの配置、侵入者をキャッチするためのセンサーや防犯カメラの設置、防刃チョッキの支給等、種々の工夫を行っているところもみられた。また、保護者等の動向に関する職員間の情報の共有化を図るとともに、事件が発生した場合の対応や連絡体制について訓練を含め日ごろから徹底するなど危機管理体制を確保しておく必要がある。

5) 新たな援助技術の確立と専門性の強化

来談者中心主義を前提とした従来の援助技術と強権的介入を統合した新たな援助技術の確立が急がれるが、そのためには、事例研究等を通じた知見の集積と共有化を図る必要がある。また、これらの援助技術の習得に向けた研修やスーパービジョン体制（職員に対する相談・支援体制）の強化を図る必要がある。

(2) 制度に係るもの

1) 保護者に対する代理人制度の検討

児童相談所と保護者による冷静な協議が行えるよう、保護者の立場を代弁し、保護者に代わって児童相談所と調整を行う代理人制度の創設について検討する必要がある。

2) 児童相談所における人員体制の強化

虐待相談の急増に伴い、児童相談所は多忙を極めており、保護者と十分話し合う時間的余裕がないことも、保護者のリアクションの要因の1つと考えられる。その結果、訴訟、行政不服申立て、自己情報の開示請求への対応等膨大な業務量を費やす業務の一層の増大を招くという悪循環に陥っているといえる。人員体制の抜本的強化が喫緊の課題である。

3) 被害職員等に対する精神的ケア

保護者による加害・妨害等に伴う職員やその家族等の精神的苦痛は甚大である。このため、被害職員等に対する精神的ケアのあり方についても具体的な検討が必要となる。また、慢性的ストレスを抱えていると言われる児童相談所職員のバーンアウト（燃え尽き）予防の観点からも、日常的なメンタルヘルス対策のあり方について検討を急ぐ必要がある。

なお、筆者は現在、適切かつ円滑な法的対応のあり方に資するためのマニュアルの作成に向け、児童相談所における法的対応の実態をさらに詳細に把握するための調査を行っているところである。機会を得て、より具体的な対応策について提言したいと考えている。

謝辞

本調査研究にご協力いただいた磯谷文明（弁護士）、赤井兼太（大阪府堺子ども家庭センター所長）、津崎哲郎（大阪市中央児童相談所所長）、伊藤嘉余子（日本子ども家庭総合研究所嘱託研究員）の各氏をはじめ、ご多用の中、調査にご協力いただいた都道府県、指定都市児童福祉主管課および児童相談所の方々には心から感謝申し上げます。次第である。

文 献

- 1) 高橋重宏、他、「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」、日本子ども家庭総合研究所紀要 2001；38：7-48.